

外部人材を活用した「放課後等デイサービス」「児童発達支援」の質の向上

神戸市の放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所は、制度創設（平成 24 年 4 月）時から大幅に増加しており、必要不可欠なサービスとして定着する一方で、全国では、虐待や不正請求等による処分が相次ぐなど、サービス等の質の確保・向上が課題となっている。

そこで、外部人材を活用し、サービスの質の確保や運営体制向上のための指導・監査体制の強化を図る。

I. 障害児通所支援事業所巡回支援（障害児支援の質の向上への取組）

1. 目的

事業所の職員に対し、作業療法士等の専門家から支援方法等の助言・指導を行い、職員の専門性を高めることにより、支援の質の向上を図る。

2. 事業内容

- (1) 実施方法：令和 3 年度より実施（令和 7 年度までに市内全事業所を巡回予定）
- (2) 対象事業所：放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所（約 350 事業所）
- (3) 巡回する専門家：大学教員（社会福祉士・作業療法士・臨床心理士） 3 名
- (4) 支援方法：事業所を訪問し、個々のケースに対する支援内容、環境設定、保護者支援等の事業所からの相談への助言、効果的な個別支援計画の策定、支援方法等の技術的指導、制度運用の理解促進を図る助言・指導などを行う。
- (5) 実施状況：
令和 3 年度 20 事業所（新型コロナウイルス感染拡大に伴い中断期間あり）
支援事例集（案）作成予定

令和 4 年度 令和 4 年 5 月～令和 5 年 2 月 80 事業所（予定）

II. 外部人材（特別指導監査専門官）を活用した指導監査の強化

1. 令和 3 年度の成果

令和 3 年 5 月から任用した特別指導監査専門官は、放課後等デイサービス事業所への実地指導等に同行（令和 3 年度実績：約 60 か所）し、事業所の実態把握に努め、民間企業で培ったノウハウを活用した提言を本市に行った。

同提言を受け、実地指導における確認項目の簡素化を図る一方で、児童発達支援管理責任者等へのヒアリング時間を確保することにより運営支援の充実を図るなど、効果的な指導に取り組んだ。

2. 令和 4 年度の取組

相手に伝わる効果的な指導や事業所の適切な運営支援のため、新たな試みとして、運営の基準や注意点等について分かりやすく解説した「運営フォローアップ」を 5 月末から神戸市 HP での連載を開始（月 1 回程度 10 回）し、連載終了後は書籍の出版を予定している（政令市初）。

放課後等デイサービス事業所のみならず、就労支援サービスを中心とした他のサービスにも効果的な指導を展開し、事業所のサービスの質の確保・向上や適正な給付費の請求等に向け取り組んでいく。